

請求権代位に基づく求償債権の 消滅時効の起算点

—東京地判平成23年9月20日 (金融・商事判例1382号57頁)—

弁護士 相井 寛子

1 はじめに

平成20年改正前商法662条1項及び保険法25条1項は、保険者が、被保険者に対し、保険給付を行った場合には、保険者は、被保険者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得する旨定めている(請求権代位)。この請求権代位については、一部保険の場合に、保険者が代位取得する権利の範囲に関して、従来、絶対説、比例説、差額説(人傷基準差額説、訴訟基準差額説)等の見解の対立があった¹。しかし、この問題については、保険法25条1項が「前号に掲げる額(保険者が行った保険給付の額)が損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額」を限度として保険者が代位取得すると規定したことにより、保険法は、差額説を採用したとされ(大串淳子・日本生命保険生命保険研究会「解説保険法」251頁〔西脇英司〕(弘文堂、初版、2008)、また、裁判実務上、訴訟基準差額説での取扱が定着したと評価されている。なお、本稿脱稿後、訴訟基準差額説を採用した最判平成24年2月20日裁判所HPが出されている²。

訴訟基準差額説を前提とした場合、被保険者と相手方との訴訟において損害額及び過失割合が確定しないと、保険者が代位取得する債権の範囲が明らかでないようにも思えることから、保険者が代位取得した求償債権の消滅時効の起算点が問題となる。

なお、本稿のうち、意見にかかわる部分は、私見にすぎない。

2 東京地判平成23年9月20日(金融・商事判例1382号57頁)

(1) 事案の概要

平成13年7月20日午後9時42分ころ、被告は、その保有する普通乗用自動車を運転して県道を走行中、前方不注視により、被保険者が上記被告車両の進路前方左側の歩道から車道に踏み出したことに気付かず、上記被告車両を被保険者に衝突させた。上記事故により、被保険者は、傷害を負い、

後遺障害等級併合第1級に該当する高次脳機能障害、両上下肢麻痺、左大腿切断等の後遺障害が残存した。被保険者に生じた損害額(弁護士費用除く)は、合計2億7363万5005円とされている。原告である保険者は、平成18年10月16日、被保険者との間の人身傷害補償担保特約に基づき、被保険者に対し、7536万4083円を支払った。これによって、原告は、保険代位により、被保険者の被告に対する自動車損害賠償保障法3条に基づく損害賠償請求権を取得したとして、被告に対し、上記保険金相当額の損害金及びこれに対する保険金支払日の翌日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

本件の争点は、①原告が保険代位により取得した被告に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点、②被告による消滅時効の援用が権利の濫用に当たるか、③過失相殺の3つであるが、争点③については、判断されていない。

(2) 判旨

裁判所は、上記争点①について、「損害保険金を支払った保険会社による被保険者(被害者)の加害者に対する損害賠償請求権の代位取得は、平成20年法律第57号による改正前の商法662条1項(以下、単に「商法662条1項」という。)又は保険法25条1項に基づくものであるところ、これは、法律上当然の移転であり、保険金支払の時に移転の効力が生じ、代位によって権利が移転しても、権利の同一性には影響がないと解される。人身傷害補償保険も、保険事故の発生により被保険者に生じた人身損害を填補することを目的とするものであって、損害保険の性質を有するものと解されるから、人身傷害補償保険金を支払った保険会社による被保険者(被害者)の加害者に対する損害賠償請求権の代位取得についても、人身傷害補償保険金支払の時に、権利の同一性を保ったまま、上記損害賠償請求権が保険会社に移転するのであり、代位が生じたことによって、上記損害賠償請求権の消滅時効の起算点が左右されるものではないと解するのが相当である。」とし、「被害者の加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効は、被害者がその損害及び加害者を知った時から進行するのであって、権利の同一性を維持したまま保険会社に移転した損害賠償請求権について、被害者側が締結した保険契約に基づく人身傷害補償保険金の支払という加害者が何ら関与していない事情によって、

その消滅時効の起算点がこれより遅れると解すべき理由は見当たらない。」とし、原告の請求を棄却した。

なお、代位の範囲については、訴訟基準差額説を採用した³。

3 検討⁴

- (1) 上記裁判例（以下、「本件裁判例」という。）に対しては、①「保険者が損害填補義務を履行したこと」が請求権代位の要件となること、具体的に、被保険者の総損害額及び過失割合が被保険者と加害者との間で確定し、保険者によって被保険者が確定的に損害の填補を受けたことにならない限りは、上記要件を充足しておらず、請求権代位の効果は生じないこと、②最判平成20年10月7日判時2033号119頁によると、最高裁は、保険金の支払いによって、当然に請求権代位が生じるという考えはとっていないと考えられること、③訴訟基準差額説を前提とすると、被保険者と加害者との間の訴訟によって、被保険者の総損害額及び過失割合が確定した後でなければ、保険者の求償の可否及び求償額が決まらないという事情は、最判平成15年12月11日民集57巻11号2196頁で示された「権利行使が現実期待出来ないような特段の事情の存する場合」に該当すること、④被保険者と加害者との間の訴訟で総損害額及び過失割合が確定したときを起算点と解さなければ、保険者は、求償権を確保するために、加害者に対して、支払保険金全額を基に求償権を行使せざるを得なくなり、このような考え方は、絶対説的な考え方を採用しているような誤解を生じること等を理由として批判がなされている（山下典孝「人身傷害補償保険に関する一考察」阪大法学61巻751頁（2011））。
- (2) これまでの裁判例においては、本件裁判例同様、保険金の支払いにより、被保険者の有する損害賠償請求権が、権利の同一性を保ったまま、保険者に移転すること等を理由として、求償債権の消滅時効の起算点も、移転前の損害賠償請求権と同じであると判断されてきた（求償債権の消滅時効の起算点に関する裁判例としては、車両保険の求償事案についての福岡高裁平成10年6月5日判タ1010号278頁⁵及び人身傷害補償保険金の事案（過失割合が問題にならない事案）についての東京高判平成20年5月29日自保ジャーナル1799号5頁⁶がある。）⁷
- (3) 請求権代位は、保険金支払時に、平成20年改

正前商法622条1項又は保険法25条1項に基づいて、法律上当然に権利が移転するものであり、権利の同一性を保ったまま、その主体だけを変更することを本質とするものである。このことから考えると、移転の前後によって、消滅時効の起算点に変更はないと解される。（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻（講演録編）2012（平成24年）」53頁〔三木素子〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第41版、2012）、寶金敏明「各種保険・補償代位の問題点」判例タイムズ464号49頁（1982））

本件裁判例に対する上記批判の主たる主張は、訴訟基準差額説を前提とすると、被保険者の総損害額及び過失割合が確定した後でなければ、保険者の求償の可否及び求償額が決まらないという点にあるが、この点については、上記三木裁判官も指摘するように、被保険者と加害者との間で総損害額等が確定する前であっても、保険者は、被保険者の協力を得て、又は、自ら調査することによって、求償債権について加害者に請求することは十分に可能と考えられるし、また、このような請求は実務上もなされているところである。このため、上記主張は、権利の同一性を保ったまま移転するという請求権代位の性質に反してまで、消滅時効の起算点を変動させる理由としては、説得力に欠けるように思う。したがって、本裁判例同様、求償権の消滅時効の起算点は、被害者が損害及び加害者を知った時から進行すると解すべきと考える。

4 最後に

人身傷害補償保険が、比較的新しい保険であることもあり、同保険における請求権代位をめぐっては、未だ見解が統一されていない様々な問題がある。それらの今後の動向に注目したい⁸。

- この問題については、当事務所の住田浩史弁護士が、御池ライブラリー No.28（2008/10）7頁において取り上げている。
なお、各説の整理は、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻（講演録編）2007（平成19年）」131頁〔桃崎剛〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第37版、2007）に詳しい。
- 財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻（講演録編）2012（平成24年）」53頁〔三木素子〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第41版、2012）、「判批」金融・商事判例1382号57頁等。また、最判平成24年2月20日裁判所HPは、「人身傷害条項の被保険者である被害者に過失がある場合、保険金を支払った

保険会社は、上記保険金の額と過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が裁判基準損害額を上回る額の範囲で損害賠償請求権を代位取得する」と判示した。

- 3 代位の範囲については、本件裁判例は、「被保険者（被害者）が人身傷害補償保険金の支払を受けた後に加害者に対する損害賠償請求訴訟を提起した場合において、被害者にも過失があるとされたときは、保険会社は、同訴訟において認定された被害者の損害額のうち同人の過失割合に対応した額と人身傷害補償保険金の支払額とを対比して、後者が前者を上回るときにはじめて、その上回る額についてのみ、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得することができるにとどまると解する（訴訟基準差額説）のが相当である。」と判示している。
- 4 一般に、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」とされているが（民法166条1項）、不法行為に基づく損害賠償請求権については、特に、民法724条において、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間」とされている。そして、「加害者を知った」とは、「加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するもの」（最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁）とされ、「損害を知った」とは、被害者らが損害の程度や数額を具体的に知ることを要しないが（大判大正9年3月10日民録26輯280頁）、「単純ニ損害ヲ知ルニ止マラス加害行為ノ不法行為ナルコトヲモ併セ知ルノ意ナリト解ス可キナリ」（大判大正7年3月15日民録24輯498頁）とされている。
- 5 福岡高裁平成10年6月5日判タ1010号278頁は、「保険者は、保険給付の時点で、被保険者である被害者の加害者に対する損害賠償請求権をその実体法上の権利の性質を変更することなく当然に承継取得するものであって、代位取得される権利は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権にはかならないから、代位の事実が介在しても、被代位債権である損害賠償請求権についての消滅時効の起算点や時効期間に何らの消長を来すものではないと解される。」と判示している。
- 6 東京高判平成20年5月29日自保ジャーナル1799号5頁は、甲（保険者）が、事故の相手方に対する刑事事件の判決が確定し、ある程度過失割合の見通しを付けてからでないと、現実には訴えの提起をすることができないと主張したのに対し、「当時、保険実務上も裁判実務上も必ずしも被控訴人主張のいわゆる差額説で確定する状況にはなかつたのであり、いわゆる絶対説に立てば権利行使を妨げる事情とはおよそ考えられないことに加え、そもそも、そうした事情があるとしても、被害者において損害及び加害者を知った時から消滅時効が進行するとされているのに、なにゆえ被害者でない被控訴人の事情によってその起算点が左右されるというのか不明」とであると判示している。
- 7 請求権代位によるものではないが、労災保険法に基づく代位について、大津地長浜支判昭和36年7月17日下民集12巻7号172頁が、「本件に於て請求しているのは、訴外野村久次が被告に対して有する自動車損害賠償保障法第三条の権利を労働者災害補償保険法第二十条第一項により取得したものであるから、右保障法第四条により民法第七百二十四条の消滅時効の規定に従うのであって、消滅時効の完成するのは昭和三十三年十二月二十二日の満了した時と解すべきである。」とし、移転後の債権の消滅時効の起算点も、被害者が損害及び加害者を知った時であることを明らかにしている。
また、民法422条の類推適用に基づく代位について、大阪地判昭和45年3月19日下民集21巻3・4号428頁は、民法422条類推の「代位は債権の目的である物または権利が法律上当然に債権者から賠償者に移転する効果を生ずるもので、本件の如く

交通事故による第三者の不法行為を原因とする損害賠償の場合についてこれをみれば、債権者（被害者、その遺族など）の第三者（加害者、保有者など）に対して有する損害賠償請求権が賠償者の履行の時期および範囲内で当然に賠償者に移転する、即ち履行の時点における権利関係がそのまま承継されるものと解すべきであるから、従つて、賠償者の第三者に対する賠償請求権には、民法第七二四条（自賠法第四条）が適用されると共に、その時効期間は被害者（債権者）が損害および加害者を知った時（省略）から起算して三年であると考えを相当とする。」と判示している。

- 8 人身傷害補償保険の請求権代位をめぐる問題点については、財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻（講演録編）2011（平成23年）」93頁〔森健二〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第40版、2011）、同書2012年53頁〔三木素子〕（財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第41版、2012）に詳しい。
なお、前記最判平成24年2月20日裁判所HPは、「人身傷害条項に基づき被害者が被った損害に対して保険金を支払った保険会社は、損害金元本に対する遅延損害金の支払請求権を代位取得することはない」と判断している。